

背景

特別定額給付金では、

- ① 電子申請の受付システムと給付金の給付を行うシステムが未接続だった。
 - ② 住民は申請状況を把握できず、自治体に対し申請状況の問合せが多くあった。
- 結果、自治体の業務増加や住民の不満に繋がった。

1 主な事務フロー及び問題点

郵送の場合	オンライン申請の場合 (マイナポータル)	問題点
申請書様式の作成	マイナポータルの整備	<システム間が未接続> ○マイナポータル、住基システム、財務会計システム間が未接続。 →申請内容を紙に出力し確認する作業が生じた。 →財務会計システムに、口座番号等を入力する作業が生じた。
申請書等の印刷		
申請書等の発送		<申請の重複> ○申請後すぐに、申請者に受付完了メールが届かなかった。 →申請者が何度も申請ボタンを押したため、重複申請の要因となった。 ○オンライン申請と郵送申請をどちらも行う人がいた。 →重複申請の要因となった。
申請の受付	申請の受付	
	ダウンロード、印刷	<フォローアップ不足> ○申請後、申請者は処理状況を把握できない。 →役場への電話問い合わせが多く、電話対応が業務を圧迫した。 ○エラーチェック機能が備えられていなかった。 →記載内容の不備が多く、修正に手間と時間を要した。
申請内容の審査	申請内容の審査	
支払処理 (口座番号等を入力)	支払処理 (口座番号等を入力)	
申請者に通知	申請者に通知	

事務フロー

2 全国自治体の工夫

- AI-OCRを活用 (紙に記載された文字のデータ化)
- 独自システムを構築

3 県内の状況

- 多くの市町村で、5月中旬に申請受付開始
- 6月上旬で約50%、6月中旬で約90%の給付が完了

公金給付の円滑化

国の動向

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (成立：R3.5.12、公布：R3.5.19)

㊦公的給付支給口座（施行：公布日から2年以内）

- ・公的給付（児童手当、税還付等）の受取口座の登録（任意）
登録方法は
①マイナポータルでの登録 ②本人同意による行政保有口座の登録 ③金融機関での登録
- ・公的給付で口座情報の利用が可能

※口座登録を義務付けせず、なぜ任意という形にしたのか

→国民の皆様にも利便性を感じてもらい、希望して登録を進めてもらうため

（第204回国会 参議院 内閣委員会、総務委員会連合審査会 令和3年4月27日平井大臣答弁）

①特定公的給付（施行：公布日（R3.5.19））

- ・特定公的給付とは、下記のうち総理大臣が指定する
 - ①災害又は感染症が発生した場合に支給されるもの
 - ②経済事情の急激な変動による影響緩和のため支給されるもの
- ・支給要件、支給に必要な情報（口座）を取得可能
- ・多くの場合プッシュ型（申請不要）で支給可能
- ・第一弾として「子育て世帯生活支援特別給付金」を指定

○マイナポータルにおいて申請処理状況の確認が可能に

<現状>マイナポータルでは、申請者は申請状況を確認できない。

<今後>自治体が処理状況の更新を行うと、住民のマイナポータルAP（アプリ）にプッシュ通知が送付され、住民はマイナポータルにログインして処理状況を可能
※令和3年度中の実装予定 ※全自治体で利用可能

口座紐づけ後の主な事務フロー

マイナポータルの整備

申請の受付

ダウンロード、印刷

申請内容の審査

省略・簡略化

支払処理（口座番号等を入力）

申請者に通知

<プッシュ型支給イメージ>



<申請処理状況確認画面例>

兵庫県加古川市は、特別定額給付金給付時、申請処理状況を確認できるシステムを導入

論点

- 口座登録は「任意」となっているが、効果のある運用はできるのか。
- 例えば、「特別給付金」事業を再び実施する場合、上記国の動向により給付は円滑化されるのか。